

FC EIGHT 規約

(名称)

当クラブは、FC EIGHT (以下当クラブという)と称し、主催及び運営を致します。

(目的)

当クラブは、サッカーを通じて以下の様な、運動競技全般の技術の向上および普及に努めると共に、スポーツへの正しい理解を深め健全な心身の育成を図り地域のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

- (1) 自分の価値観を持ち、周囲の人を配慮しながら決断・行動が出来る環境づくり。
- (2) 身体の仕組みに対する理解と身体機能の向上。
- (3) 挨拶、時間の遵守、道具を大切にするなどの人間教育。
- (4) トレーニングを通して、サッカーのパフォーマンス向上と強化

(構成)

当クラブは、1年生～4年生(U7~10)のジュニアカテゴリーで構成されます。

(他団体への所属および活動報告)

- ・当クラブの会員は、他のサッカーチーム（少年団、クラブチーム等）に二重に所属し、日本サッカー協会への選手登録を重複して行うことはできない。
- ・会員が、他チームの練習会、体験会、セレクション、または短期スクール等に参加を希望する場合は、活動の安全管理およびスケジュール把握のため、事前に当クラブ代表者へ報告し、承諾を得るものとする。
- ・当クラブに所属したまま他のスクール（選手登録を伴わないもの）へ通うことは原則として制限しないが、当クラブの活動（試合・練習）を優先するものとする。
- ・無断で他チームの試合や活動に参加し、当クラブの運営や名誉に支障をきたした場合は、本規約の除名の対象となる場合がある。

(活動内容等)

当クラブの主な活動は次の図の通りとする。

カテゴリー	水曜日	土曜日	日曜日
U-8B(U-7主体)	17:00-18:30	TR or TRM	TR or TRM
U-8A	17:00-18:30	TR or TRM	TR or TRM
U-10B(U-9主体)	18:30-20:00	TR or TRM	TR or TRM
U-10A	18:30-20:00	TR or TRM	TR or TRM

- (1) ルネサンス橋本、ルイマスフットボールパーク、八王子市・相模原市内グラウンド他
- (2) 水曜：ルネサンス橋本でのトレーニングを実施。
- (3) 試合：練習試合、その他非公式の大会への参加
- (4) 遠征・合宿：U-8・・・年2回程度(通い合宿を予定)、U-10・・・年2回程度(宿泊遠征を予定)

(入会資格及び手続き)

当クラブに入会できる者は、次の要件を備えていなければならない。

- (1) 本規約に賛同し、所定の入会申込書及び誓約書に必要事項を記入捺印し提出した者。
- (2) スポーツを行うに適した健康状態であること。
- (3) 親権者の許可を得た者。
- (4) 当クラブが入会に適すると認めた者（以下会員という）。

(入会金、年会費等)

会員は、別に定める入会金、月会費(以下月謝という)、個人用具費を所定の期日までに納入するものとする。一旦納入した各費用は、不可抗力による場合を除いては返金いたしません。

- (1) 入会金は、11,000円(税込)とする。
- (2) 年会費は、12,000円(税込)とする。

- (3) 月謝は、16,500円(税込)とし、次月分を前月に納入する。
- (4) 招待大会および遠征時には、都度参加費を徴収する。
- (5) 雨天、荒天、酷暑などによる活動中止に対する返金はなしとする。
- (6) 個人用具費について当クラブ指定のユニフォーム及び用具を指定の方法で購入をするものとする。

(費用の支払い方法)

会員は、当クラブの指定する方法にて支払いを行うものとする。

カード決済：初回は申し込み時に決済、翌月以降は毎月20日に決済とする。

オンライン口座振替：毎月、10日締め、27日引落としとする。

※会員が会費3ヶ月分を超えて納入を怠った場合、その会員に対する指導を停止、または強制退会とする。

【振込先】

銀行名	楽天銀行	振込先	明月陸
店番号	225	預金種目	普通
店名	アリア支店	口座番号	4266771

(遵守事項)

会員は本規約を遵守すると共に、会場での諸規則に従うものとします。

(届出事項の変更)

会員は、当クラブに届出た氏名、住所、電話番号等について変更があった場合、所定の届出用紙により遅滞なく当クラブへ届出るものとします。

尚、前述の届出がないため当クラブからの通知または送付書類、その他のものが延着または到着しなかった場合については、通常期日に到着したものとみなし、当クラブは一切責任を負わないものとします。

(入会)

入会日は受講開始日とします。月途中の入会も認めますが、月謝は入会月よりかかります。

(退会)

会員が会員都合により退会する場合は、所定の届出用紙により退会を希望する月の10日までに当クラブに退会届を提出し、当クラブの承認を得るものとします。

退会を希望する月の10日までに退会届が提出されていない退会希望者は、退会希望月の月謝1回分を支払うものとします。10日が土日祝日の場合、その前日が申請締め切りになります。

※一旦退会した会員が再入会する場合、再入会手数料を支払うものとします。

(休会)

会員が会員都合により休会する場合は、所定の届出用紙により、休会を希望する月の前月10日までに当クラブに休会届を提出し、当クラブの承認を得るものとします。ただし、11日から休会希望月の初回開催予定日までに突発的な傷害により1ヶ月以上休む場合はこの限りではなく、休会希望月の初回開催予定日までに所定の届出により当クラブに休会届を提出し、当クラブの承認を得るものとします。

休会を希望する前月の10日までに休会届が提出されていない休会希望者は、休会希望月の月謝1回分を支払うものとします。ただし、前月21日から休会希望月の初回開催予定日までに突発的な傷害により休会する場合はこの限りではありません。※連続して3ヶ月以上休会の場合は、自動退会となります。

(復帰)

休会した会員が復帰する場合は、所定の届出用紙に復帰希望月を記入し、速やかに当クラブの承認を得るものとします。休会した会員が復帰した場合、復帰月より月謝発生とします。

(保険)

会員は、入会と共に当クラブが指定するスポーツ保険に加入し、その保険にかかる代金1,000円(年間)を支払うものとする。当クラブが保険加入手続きを代行し、傷害事故の場合における補償は加入する保険会社の約款通りとなります。

(負傷時の処置)

会員が練習時または試合時に負傷した場合には、当クラブが応急処置を施します。ただしその後の治療、入院、通院等については各家庭で責任を持って行うものとし、当クラブは一切の責任を負わないものとします。

(除名)

会員（親権者含む）が、次の事項等に該当するとき、その他当クラブが会員として不適格と判断した者に対し、当クラブ会員より除名することができるものとします。

- (1) 本規約に違反したとき又は違反したと判断したとき。
- (2) 当クラブの名誉と品格を著しく毀損したとき。
- (3) 月謝・諸費用等を3ヶ月以上滞納したとき。
- (4) 会員に対して、他会員が行う心理的または物理的に心身の苦痛を与える行為を認めた場合、影響を与えた会員を除名できるものとします。

(休講・閉鎖)

当クラブは、天災地変、社会情勢の変化、その他当クラブの存続を困難とする事由が生じたときは、無条件に休講もしくは閉鎖することができるものとします。

(免責)

会員は、当クラブにおける盗難、傷害その他の事故について、当クラブに対し何ら損害賠償を求めず、当クラブは賠償しないものとします。

(附則)

当クラブは必要に応じ、随時本規約を改正することができると共に、本規約に関する事項又は本規約に定めのない事項について、細則を定めることができるものとします。尚、本規約の変更について当クラブより変更内容通知後又は、新会員規約を送付後にクラブに参加した場合、本規約に関する変更事項及び新会員規約を承認したものとみなします。

1.本規約は、2026年4月1日から本改訂版を施行する。

(個人情報)

当クラブは、クラブ生が入会・在籍に関して知り得たクラブ生に関する情報（以下「クラブ生情報」という）について、次の目的(これらと相当の関連性を有すると合理的に認められる目的を含む)でのみ利用する。

- (1) 当クラブの運営及び活動並びに情報管理、書面等の発送、連絡。
- (2) 当クラブのニューズレターの発行およびその他の方法による情報の提供。
- (3) 法律及び規則で認められた場合並びに公的機関からの要請等により当クラブが第三者への提供が必要と判断した場合。
- (4) その他当クラブが運営及び活動のために利用（第三者への提供を含む。）が必要と判断した場合。
- (5) 当クラブの運営、広報活動のため、当クラブ活動中の写真、ライブ情報を、SNS、HP、チラシ等の広報媒体に掲載することがある。クラブ生及びその保護者はこれを了承の上、入会したものとする。

FC EIGHTは、ご提供いただいた個人情報につきましては、上記利用目的を達成するため、業務委託先又は提携先に預託する場合がございます。また、法令等に基づき、裁判所・警察機関などの公的機関から開示の要請があった場合には、当該公的機関に提供することがございます。